

奈良県告示第三百五十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和五年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
奥村 秀弘	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	泌尿器科（腎 臓機能障害）	令和四年十 一月六日
児嶋 剛	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	耳鼻咽喉科（ 聴覚・平衡機 能障害、音声 ・言語・そし やく機能障害 ）	令和五年一 月三十一日